

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	東北財務局長	
【提出日】	2026年3月23日	
【会社名】	株式会社J Nグループ	
【英訳名】	JN Group Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石原 直樹	
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32番地1	
【電話番号】	0198-27-2851(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 齊藤 洋介	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目13番3号	
【電話番号】	03-5766-9870	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 齊藤 洋介	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,216,256,190円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	11,474,115株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 2026年3月23日開催の当社取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	11,474,115株	1,216,256,190	608,128,095
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	11,474,115株	1,216,256,190	608,128,095

(注) 1 第三者割当の方法(以下、「本新株式発行」といいます。)によります。なお、発行価額の総額を金銭以外の財産の現物出資による方法(デット・エクイティ・スワップ(以下、「DES」といいます。))により割り当てます。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当先の状況」をご参照ください。

2 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス(以下、「シークエッジJHD」といいます。)の当社に対する金銭債権の元本1,200,090,320円及び経過利息16,165,875円(以下、「本貸付債権」といいます。)うち、1,216,256,190円に相当する債権を対象として新株の割当てを行います。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。ただし、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる金銭債権の弁済期を、いずれも払込期日(2026年5月1日)において本新株式発行を実施する時点とすることを合意しております。このため、本新株式発行における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金 (円)	払込期日
106	53	100株	2026年5月1日	—	2026年5月1日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額1,216,256,190円の全額を金銭以外の財産の現物出資(DES)による方法で割り当てます。
- 2 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は608,128,095円であります。
- 3 金銭以外の財産の現物出資(DES)による払込みについては、申込期日までに現物出資の目的となる当社に対する金銭債権を払込期日付で払込に充当する旨を総数引受契約にて合意することにより、現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、払込期日の到来をもって本新株式の払込みに充当され消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社JNグループ管理本部	東京都港区南青山五丁目13番3号

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を現物出資の方法としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
—	5,500,000	—

- (注) 1 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用50万円、登記費用455万円、有価証券届出書作成費用45万円等があります。

(2) 【手取金の使途】

本新株式発行は、金銭以外の財産の現物出資(DES)の方法によるものであるため、手取額はありません。なお、現物出資の対象となる債権の概要は、「2 【株式募集の方法及び条件】 (1) 【募集の方法】 (注) 3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容」をご参照ください。

対象債権の内容	金額(円)	現物出資実行時期
割当予定先が当社に対して有する金銭債権の現物出資(DES)	1,216,256,190円	2026年5月

- (注) 1 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

(本貸付債権の発生経緯等)

借入先	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス
借入金額	12億円
契約締結日	2025年8月29日、2024年5月21日
返済期日	2035年8月28日、2027年5月21日
金利	固定金利
担保の状況	無担保

上記の本貸付債権の借入実行日、借入残高、資金使途及び支出時期は、下表のとおりです。本貸付債権は、2025年8月29日付で当社が株式会社フィスコ(以下「フィスコ」といいます。)の株式をシークエッジJHDから取得した際の売買代金13億21百万円のうち、11億90百万円を準消費貸借契約により借り入れたもの、及び2024年5月21日付で、当時シークエッジJHDの子会社であった現当社子会社であるDigital Credence Technologies Limitedが、事業運転資金としてシークエッジJHDから借り入れた金銭債務10百万円について、当社がこれを引き受けたものであります。

本貸付債権のうち、1,216,256,190円を現物出資として本新株式発行の払込みに充当し、残余の5円については現金にて清算いたします。

借入実行日	借入残高	借入期間	資金使途	支出時期
2024年5月22日	10百万円	3年間	事業運転資金	2024年5月
2025年8月29日	11億90百万円	10年間	株式取得費用	2025年8月

(本新株式発行を選択した理由)

当社は、以下の理由から、本新株式発行を行うことが、当社の財務基盤の強化につながり、中長期的な企業価値向上に資するものであり、当社にとって最良の選択肢であるとの判断に至りました。

当社は、将来の成長戦略を着実に推進し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、2025年8月29日付でフィスコ株式を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。当社は、グループの持続的成長を実現するため、IoT関連事業を主軸とする体制から、デジタルコンテンツや暗号資産分野を含むWeb3領域への事業転換を進めております。その一環として、当社の主要子会社であったIoT関連事業を担う株式会社ネクスについては株式会社CAICA DIGITALへ譲渡し、2025年10月16日付で当社グループの連結範囲から外れました。このように既存のハードウェア中心事業から成長分野への経営資源の再配分を進める中で、金融・経済情報サービス分野に強みを有するフィスコへの出資は、当社グループの中長期的な企業価値向上に資する戦略的投資であると判断いたしました。フィスコは、情報サービス事業、広告代理業、暗号資産・ブロックチェーン事業を展開しており、特に上場企業向けのIR支援及びIRコンサルティング分野において豊富な知見とネットワークを有しております。当社は、同社の知見や顧客企業ネットワークを活用することで、当社のWeb3事業及びデジタルコンテンツ事業におけるマーケティング強化や新規顧客の開拓など、事業面での連携を進めていく方針です。以上の検討を踏まえ、当社はフィスコ株式を追加取得することが当社グループの企業価値向上に資すると判断し、シークエッジJHDに対し、同社が保有するフィスコ株式の譲渡を打診し、協議の結果、本件株式取得について合意に至りました。また、フィスコは直近の中間決算において収益性の改善が見られており、今後も事業構造の改善を通じて収益基盤の強化が進むことが期待されます。当社としては、同社の成長に伴う持分法利益の増加を通じて当社業績への寄与も見込まれるものと考えております。当該株式取得に係る売買代金13億21百万円のうち、11億90百万円については2025年8月29日付準消費貸借契約(元本：1,190,090,320円、利息：年2.0%、弁済期日：2035年8月28日)に基づく金銭債務として計上しております。また、当社の連結子会社であるDigital Credence Technologies LimitedがシークエッジJHDに対して負担していた金銭債務(元本：金1,000万円、利息：年3.0%、弁済期日：2027年5月21日)を2026年3月23日付で当社が引き受けたことにより、当社はシークエッジJHDに対し総額12億円の金銭債務を負担することとなりました。

当社の2025年11月期末における財務状況は、債務超過には至っておらず、また、直ちに資金繰りに支障が生じる状況にもありません。一方で、当社は、今後の事業展開において、Web3事業及びデジタルコンテンツ事業等の成長分野に対する継続的な投資、事業基盤の整備及び必要運転資金の確保を進めていく必要があると認識しております。このため、現時点で直ちに返済資金の手当てが困難な状況にはないものの、中長期的にみた場合には、親会社に対する12億円の債務をそのまま維持することは、将来におけるキャッシュ・フローの使途を債務返済及び利息負担に制約される要因となり、今後の成長投資を機動的に実行していくうえで財務運営上の制約となる可能性があるかと判断いたしました。

特に、本件債務のうち大半を占めるフィスコ株式取得に係る債務は、弁済期限自体は2035年8月28日と長期に設定されているものの、単に期限到来まで債務を維持するのではなく、当該戦略投資に伴い生じた負債を早期に資本へ振り替えることにより、今後の事業成長に向けた財務基盤をより安定的なものとし、追加的な資金需要や事業環境の変化に対して柔軟に対応できる体制をあらかじめ整備しておくことが適切であると判断いたしました。加えて、債権者が当社の親会社であるシークエッジJHDであることから、当社の中長期的な成長及び財務基盤の強化という観点について協議を行った結果、現時点でDESを実施することが、当社の財務戦略上合理的であるとの結論に至りました。

このような判断のもと、当社はシークエッジJHDと協議した結果、上記金銭債務元本12億円及びこれに係る未払利息16,165,870円を対象として、第三者割当による本新株式発行により株式化すること(DS)を決定いたしました。本件により、既存の金銭債務を株式に転換することで、将来の返済負担及び利息負担を軽減することが可能となり、将来のキャッシュ・フローを成長投資等に柔軟に活用することが可能となる財務体制を整えることができると判断しております。

以上の内容を総合的に勘案し、本件DSの実施は当社の財務戦略上合理的であり、当社及び当社株主の利益に資するものと判断いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

(1) 商号	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス		
(2) 所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 城丸 修一		
(4) 事業の内容	投資業		
(5) 資本金	12百万円		
(6) 発行済株式数	4 株		
(7) 設立年月日	1986年4月17日		
(8) 大株主及び持株比率	白井 一成 100%		
(9) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当該会社は、当社に対して52.66%(間接所有含む)を出資しております。(2026年3月19日現在)	
	人事関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は当該会社に対し、金銭の借入れ(元本総額1,200,090,320円)を行っております。	
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社に該当いたします。	
(10) 当該会社の直近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)			
決算期	2023年1月期	2024年1月期	2025年1月期
純資産	12,889	12,834	14,189
総資産	13,771	14,347	15,618
1株当たり純資産(円)	3,222,349,544	3,208,673,803	3,547,439,416
売上高	1,225	757	283
営業利益	1,074	638	120
経常利益	1,066	757	642
当期純利益	958	703	781
1株当たり当期純利益(円)	239,712,973	175,959,932	195,440,938
1株当たり配当金	—	—	—

(2) 割当予定先の選定理由

(割当予定先を選定した経緯)

本新株式発行の目的は、当社の有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に実現することにより、財務基盤の安定化を図るとともに、当社が中長期的に安定した成長軌道確立するための基盤を整備することにあります。

当社は、2025年8月29日付でフィスコ株式をシークエッジJHDから取得しており、その取得資金のうち11.9億円については準消費貸借契約に基づく金銭債務として計上しており、本件引受債務とあわせ総額12億円の金銭債務を負担しております。当社は、当該株式取得後、2026年1月にかけて、当社の財務状況及び今後の事業戦略を踏まえ、当該債務の取扱いを含めた資本政策について検討を進めてまいりました。

その検討過程においては、第三者を割当先とする第三者割当増資により資金を調達し、当該資金をもって当該債務を弁済する方法についても検討いたしました。しかしながら、この方法による場合には、新規投資家の確保に一定の時間を要する可能性があることに加え、調達資金が債務弁済に充てられるにとどまり、財務構造の改善効果が限定的となる可能性があることから、当社の資本政策として必ずしも適切な手段ではないと判断いたしました。

これに対し、当該債務の債権者であるシーケッジJHDを割当予定先として当該債務を株式化する方法(DES)を採用した場合には、有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に実現できることから、当社は、2026年2月、財務基盤の安定化と今後の成長投資に向けた財務余力の確保を目的として、当該債務を株式化すること(DES)が有効な手段であるとの判断に至りました。

当該債務の債権者は、当社の親会社であるシーケッジJHDであることから、当社は同社に対し、当社の財務状況、今後の事業戦略及び資本政策の方向性について説明を行い、財務構造の最適化を目的としたDESの実施について協議を重ねてまいりました。同社においても、本件DESが当社の財務基盤の安定化及び中長期的な企業価値向上に資するものであるとの認識が共有されました。

以上の検討の結果、当社は、当該債務の処理方法として、現金弁済ではなく株式化(DES)を行うことが、当社の財務体質の強化及び資本効率の改善の観点から合理的であり、本新株式発行における割当予定先としてシーケッジJHDを選定することが最も適切であると判断いたしました。

(他の手段との比較検討)

当社は、今回の本新株式発行に際して、当社が親会社に対して総額12億円の金銭債務を負担しており、その返済負担の軽減及び財務基盤の安定化を図る必要がある状況を踏まえ、既存株主の利益に配慮しつつ、必要十分かつ確実な資本基盤強化を実現するためには、有利子負債の圧縮を伴う手法が最善であるとの考えに基づき、最適な方法を検討してまいりました。一般的なその他の資本増強のための資金調達方法についても検討いたしましたが、以下の理由から、いずれも今回の手法と比較して適切ではないと判断いたしました。

① 公募増資

公募増資による新株発行は、当社が直近3年間に於いて営業損失、経常損失及び当期純損失を継続して計上している状況を鑑みた場合、実現性に乏しいものと考えております。また、仮に実現した場合においても、調達資金を債務弁済に充当することで有利子負債の圧縮は可能であるものの、発行条件の決定や投資家需要に左右されることから、必要な資金を確実な条件で調達できるとは限らず、実行時期についても不確実性が伴うものと考えております。このため、公募増資は本件の目的を達成する手段として必ずしも適切ではないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資は、希薄化懸念を一定程度抑制し得るものの、既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不確実であり、当社の目的に十分沿うものではないため、適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された転換社債(CB)

通常、CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性及びタイミングが不透明である一方、本新株式発行によれば、有利子負債の圧縮と資本増強を同時に実現することができるため、より早期の財務改善が期待されます。そのため、CBは適当でないと判断いたしました。

④ 転換社債型新株予約権付社債(MSCB)

MSCBは、一般的に転換完了まで交付株式総数が確定しにくく、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため、当該方法は断念いたしました。

⑤ 行使価額が固定された新株予約権

株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本新株式発行と比較して低いと考えられ、適当でないと判断いたしました。

⑥ 行使価額修正条項付新株予約権(MSWT)

株価推移により調達金額が決定される構造上、行使完了まで調達金額が確定し難く、必要とする十分な資金を調達できるかどうかが不透明であることから、本新株式発行の目的である有利子負債の圧縮と資本増強を達成するための手段として適当でないと判断いたしました。

⑦ 借入れによる資金調達

当社グループは一部において金融機関からの借入れを行っているものの、直近3年間に於いて営業損失、経常損失及び当期純損失を継続して計上している財務状況に加え、当社グループの事業内容等を踏まえると、金融機関からの新規借入れ又は借入枠の拡大については制約がある状況にあると認識しております。

また、仮に借入れが可能であった場合であっても、有利子負債の増加を伴うものであり、本新株式発行の目的である有利子負債の圧縮及び財務基盤の安定化の観点からは適切ではないと判断いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株式発行	11,474,115株
--------	-------------

(4) 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、当社との間で継続保有に関する特段の取決めはありませんが、親会社として中長期的に保有する意向を有しており、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

なお、当社は、割当予定先が払込期日より2年以内に本新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告することに同意する旨の確約を得る予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本新株式発行は、債務の株式化(DES)の手法を採用するため、割当予定先からの払込みについては、全額当社に対する金銭以外の財産の現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みは行われません。なお、現物出資の目的となる財産は、割当予定先が当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産(当社の債務)の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先の代表取締役からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しております。また、第三者調査機関である株式会社ディークエスト(所在地：東京都千代田区神田駿河台3-4、代表取締役 脇山太介)の調査により、割当予定先、割当予定先の代表取締役及び割当予定先の株主は、反社会的勢力との関係性を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査結果資料を確認いたしました。以上の調査結果を踏まえて、当社は、割当予定先が反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。以上のことから、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力等と一切の関係を有しないものと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本普通株式の払込金額(本普通株式1株につき106円)については、2026年3月19日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である106円といたしました。

当該払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準としており、市場価格は当社の企業価値を表す客観的な指標であって、算定時に最も近い時点の市場価格が現時点における当社株式価値を適正に反映していると判断したためであります。また、直前1か月、3か月及び6か月の平均株価との比較においても著しい乖離はなく、短期的な株価変動の影響により不合理に高値又は安値に設定されたものではないと判断しております。

また、かかる払込金額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役会からは、本普通株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではなく、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される株式数は11,474,115株(議決権数114,741個)であり、これは2025年11月30日現在の当社発行済株式総数38,114,227株に対して30.10%、2025年11月30日現在の当社議決権総数331,000個に対して34.66%の割合に相当します。

また、前記「1 【割当予定先の状況】 (4) 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株式発行により取得する当社株式11,474,115株について、親会社として中長期的に保有する意向を有しており、株式の一部を売却する場合にも可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を表明しております。したがって、本新株式発行による株式数の増加が市場に直ちに重大な影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。

もとより、本新株式発行により財務体質の健全化を図ることは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式発行により発行される当社普通株式数は11,474,115株(議決権数114,741個)であり、2025年11月30日現在の当社発行済株式総数38,114,227株(議決権総数331,000個)に対して30.10%(議決権ベースでは34.66%)の割合に相当し、希薄化率が25%以上となることから、本新株式発行は「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社シークエッ ジ・ジャパン・ホール ディングス	大阪府岸和田市荒木町 二丁目18番15号	1,299,000	3.92	12,773,115	28.66
株式会社スケブベン チャーズ	東京都港区南青山5丁 目11-9	12,087,857	36.52	12,087,857	27.12
投資事業有限責任組合 デジタルアセットファ ンド	東京都港区虎ノ門5丁 目3-20 仙石山ア ネックス306	2,413,000	7.29	2,413,000	5.41
株式会社實業之日本社	東京都港区南青山6丁 目6-22	1,635,800	4.94	1,635,800	3.67
駒田 一央	神奈川県横浜市青葉区	766,000	2.31	766,000	1.72
楽天証券株式会社共有 口	東京都港区南青山2丁 目6番21号	536,200	1.62	536,200	1.20
株式会社DMM. c o m証券	東京都中央区日本橋2 丁目7番1号	484,200	1.46	484,200	1.09
水野 勝英	京都府宇治市	355,000	1.07	355,000	0.80
株式会社コア・コンピ タンス・コーポレー ション	東京都目黒区下目黒2 丁目8番2号	325,400	0.98	325,400	0.73
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	5 BROADGATE LONDON EC2M 2QS UK	189,400	0.57	189,400	0.42

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年11月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、2025年11月30日現在の所有株式数から変更がないとの前提で計算したものであります。

3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年11月30日現在の総議決権数331,000個に、本新株式発行による普通株式の発行により増加する議決権数(114,741個)を加えた数(445,741個)で除して算出した数値であります。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第3位を四捨五入しております。

5 本表における割当予定先の持株比率は直接保有分を記載しております。割当予定先は、本新株式発行前から当社株式を直接保有しているほか、株式会社スケブベンチャーズ、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド及び株式会社實業之日本社を通じて、間接的に当社株式を保有しており、その合算ベースの議決権比率において当社の親会社に該当しております。本新株式発行により、割当予定先の当社に対する直接保有比率は上昇する見込みですが、新たに支配関係に変更が生じるものではありません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(大規模な第三者割当を行うこととした理由)

当社は、将来の成長戦略を着実に推進し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、2025年8月29日付でフィスコ株式を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。取得に係る売買代金約13億円のうち、約11.9億円については準消費貸借契約に基づく金銭債務として計上しており、また、連結子会社に対する債務を引き受けたことにより当社が負担することとなった債務約1,000万円とあわせ、総額約12億円の金銭債務を負担しております。

このたび、当社は、上記金銭債務元本約12億円及びこれに係る未払利息を対象として、本新株式発行により株式化することを決定いたしました。これにより、有利子負債を圧縮すると同時に自己資本を増強し、財務基盤の安定化を図ることが可能となります。加えて、返済負担及び利息負担の軽減によりキャッシュ・フローの改善が見込まれ、手元流動性の維持にも資することから、今後の成長戦略に沿った投資余力の確保にも資するものと考えております。

当社は、本新株式発行と同等の有利子負債の圧縮及び自己資本の強化を達成するその他の方法についても検討しましたが、公募増資や株主割当増資等による資金調達では、調達金額が株式市場における需要状況等の要因に左右されるため、本新株式発行における発行価額の総額相当額を確実に調達できるかについて不確実性があり、また、金銭を払込財産とする第三者割当により同額を抛出し得る引受先を確保できるかについても不透明であると考えました。さらに、新株予約権の第三者割当については、資金調達の金額及びタイミングが新株予約権の行使に左右され、当社が企図している自己資本比率の即時の改善が見込まれない点で適切ではないと判断いたしました。

以上から、当社が企図する有利子負債の圧縮と財務基盤の強化を確実に達成するためには、当社に対する金銭債権を有するシークエッジJHDを割当予定先とするDESによる第三者割当を実施することが、最も現実的かつ合理的な選択肢であると判断いたしました。

(既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容)

上記「4 【大規模な第三者割当に関する事項】」に記載のとおり、本新株式発行により発行される株式数は11,474,115株、当該株式に係る議決権数は114,741個であるため、本新株式発行により、発行済株式総数38,114,227株に対して30.10%の株式の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「4 【新規発行による手取金の使途】 (2) 【手取金の使途】 (本新株式発行を選択した理由)」に記載のとおり、本新株式発行は、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上を通じて、当社の財務基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上に資するものであります。

このように、本新株式発行により期待される財務改善効果及び企業価値向上効果は、希薄化による影響を上回るものと考えられることから、本新株式発行による株式の希薄化は、既存株主の皆様にとっても合理的な範囲内であると判断しております。

(大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程)

当社は、有利子負債を圧縮して財務基盤を強化するという目的を確実に達成するためには、DESによる第三者割当増資を実施することが最も現実的かつ合理的な選択肢であると判断いたしました(詳細については、上記「1 【割当予定先の状況】 (2) 割当予定先の選定理由」をご参照ください。)

(経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手)

本新株式発行により割り当てる本新株式の数は11,474,115株(議決権数114,741個)であり、2025年11月30日現在の当社発行済株式総数38,114,227株(議決権総数331,000個)を分母とする希薄化率は30.10%(議決権ベースでの希薄化率は34.66%)となります。

したがって、本新株式発行に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、当社の財務体質の強化及び資本効率の改善の観点から、早期に本件DESを実施する必要があることに鑑みると、本新株式発行に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、本新株式発行の必要性及び相当性に関する意見書を、2026年3月23日付で、当社及び割当予定先から独立した第三者である本澤法律事務所の弁護士本澤順子氏より入手することといたしました。なお、当該意見書の概要は以下のとおりです。

(意見書の概要)

1. 本新株式発行の必要性及び取引目的の合理性

本新株式発行は、貴社が親会社に対して負担する金銭債務の返済負担及び利息負担を軽減するとともに、有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に実現し、財務基盤の安定化及び今後の成長投資に向けた財務余力の確保を早期に実現するために実施するものであり、貴社にとって必要性が認められる。

また、本新株式発行は、現金調達を主目的とする通常の第三者割当増資とは異なり、既存債務の株式化を通じて有利子負債を圧縮し、財務構造を直接改善するものであり、貴社の財務再構築という具体的な経営上の必要性に基づくものと認められることから、その目的にも合理性が認められる。

2. 他の手段との比較における必要性及び相当性

貴社は、本新株式発行に先立ち、公募増資、株主割当増資、新株予約権の発行、転換社債の発行及び借入れ等の各種手法についても検討しているが、これらはいずれも、調達の確実性、実行可能性、株価への影響又は有利子負債圧縮の実現可能性等の点で課題があり、貴社が負担している債務の圧縮と資本増強を同時に実現する手法としては、本新株式発行によるDESが最も適切であると認められる。このため、本新株式発行は、貴社の現時点の財務上の課題に対応するための手段として、必要性及び相当性が認められる。

3. 交渉過程及び意思決定手続の公正性

貴社は、本新株式発行の検討過程において、財務状況の確認、改善案の検討及び割当予定先との協議を進めるとともに、社外役員及び監査役に対する情報共有を行っており、情報取得及び社内検討の過程に特段不合理な点は認められない。

また、本新株式発行は支配株主との取引であることを踏まえ、利益相反管理の観点からも検討されており、手続的公正性を著しく欠く事情は認められない。

4. 対価の公正性

本新株式発行に関する普通株式の払込金額(本普通株式1株につき106円)は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前営業日(2026年3月19日)の東京証券取引所スタンダード市場における貴社普通株式の終値を基準としており、また、直前1か月、3か月及び6か月の平均株価との比較においても著しい乖離は認められないことから、貴社株式の客観的価値を適切に反映した公正な価格であると認められる。

また、現物出資の対象となる債権についても、提供資料等に照らし有効に存在する債権であり、その評価について直ちに不合理と解すべき事情は認められない。

5. 企業価値向上への寄与と希薄化影響の均衡

本新株式発行により既存株主の持分には一定の希薄化が生じるものの、有利子負債の圧縮及び自己資本の増強による財務基盤の安定化、自己資本比率の改善、利息負担の軽減並びにキャッシュ・フローの改善等の効果が見込まれ、これらは貴社の企業価値の維持及び向上に資するものと評価できることから、希薄化の影響との比較においても合理性が認められる。

また、割当予定先は親会社として中長期的に保有する意向を有しており、本新株式発行による市場への影響についても、直ちに重大なものが生じるとは認められない。

6. 割当先の合理性、支配株主取引としての相当性及び総合判断

本新株式発行は既存債務の株式化を内容とするものであり、当該債権を保有する割当予定先を引受先とすることには合理性が認められる。また、割当予定先は本新株式発行前から当社の親会社であり、本新株式発行によって新たに支配関係が生じるものではない。

以上を総合考慮すると、本新株式発行に係る貴社の意思決定は、少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、貴社にとって必要性及び相当性を有するものと判断される。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(以下、「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年3月23日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期)提出日(2026年2月25日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年3月23日)までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

(2026年3月6日提出)

1 提出理由

26年2月25日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年2月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2,013,927,126円

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額2,013,927,126円の全額を欠損填補に充当する目的で、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2026年2月28日

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金を含むその他資本剰余金4,741,620,752円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,741,620,752円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,741,620,752円

(3) 剰余金の処分の効力発生日

2026年2月28日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の社名について、2026年3月1日を効力発生日として「株式会社ネクスグループ」から「株式会社JNグループ」に商号変更を行うものであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

石原直樹、秋山司、深見修、齊藤洋介、駒田一央、北村克己の6名を選任するものであります。

第4号議案 スtock・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	199,115	627	—	(注)1	99.69
第2号議案	199,140	602	—	(注)2	99.70
第3号議案				(注)1	
石原 直樹	198,686	1,056	—		99.47
秋山 司	198,660	1,082	—		99.46
深見 修	198,975	767	—		99.62
齊藤 洋介	198,675	1,067	—		99.47
駒田 一央	198,984	758	—		99.62
北村 克己	198,966	776	—		99.61
第4号議案	197,664	2,078	—	(注)2	98.96

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 2024年12月1日 至 2025年11月30日	2026年2月25日 東北財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年2月25日

株式会社ネクスグループ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 安河内 明

指定社員
業務執行社員

公認会計士 谷田 修一

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスグループの2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループ及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年1月19日開催の取締役会において、株式会社善光総合研究所の株式を追加取得する株式譲渡契約を締結することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。また、当該株式取得に必要な資金を調達するため社債を発行することを決議し、同日付で第3回無担保普通社債を発行した。さらに、株式会社CAICA DIGITALによる株式交付に係る申込みを行うことを決議し、既に保有していた株式会社善光総合研究所の株式に加え、当該追加取得株式を対象株式として、同月21日付で株式交付の申込書を提出した。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年8月18日付で締結した株式会社カイカフィナンシャルホールディングスとの間の準消費貸借契約に基づく借入金の返済について、2026年2月18日付で、返済期限を2026年2月18日から2026年2月27日に変更する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ネクスデジタルグループ（旧 株式会社ZEDホールディングス）株式の取得及びのれんの減損損失の計上	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（企業結合等関係、重要な会計上の見積り、連結キャッシュ・フロー計算書関係及び関連当事者情報）に記載のとおり、会社は、2025年2月3日に、株式会社ネクスデジタルグループ（旧 株式会社ZEDホールディングス（以下、「ネクスデジタルグループ」））株式を株式譲渡契約により取得し、子会社としている。 また、2025年7月及び8月に、ネクスデジタルグループ株式の追加取得を行っている。 当該企業結合に伴い、のれんが1,158,682千円発生しているが、注記事項（重要な会計上の見積り及び連結損益計算書関係 ※6 減損損失）に記載のとおり、会社は発生したのれんの全額を減損損失として計上している。 当該のれんは、2025年2月3日の当該株式取得時における取得原価が取得したネクスデジタルグループの資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったことにより生じたものであるが、今後の事業性を踏まえた将来の回収可能性を検討した結果、発生時に全額減損損失を計上している。 企業結合取引は経常的に生じる取引ではなく、ネクスデジタルグループ株式の取得原価の算定や会計処理について複雑な検討や専門的な知識が必要である。当該取得原価の算定やのれんの減損損失の計上については、金額的重要性が高いこと、及び経営者の判断に依存していることから、監査上慎重に検討する必要があると考えられる。 加えて、注記事項（(2)【その他】 2. 訴訟等）に記載のとおり、ネクスデジタルグループの株式譲渡の有効性等を巡り、会社及び連結子会社と株式会社HODL 1は、それぞれを相手方として訴訟等を提起していることから、当該取引に係る会計処理の妥当性について監査上慎重に検討する必要がある。 以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、経営者が実施したネクスデジタルグループ株式の取得取引及びのれんの減損損失の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・投資の意思決定過程及びのれんの評価に関連する会社の内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・取引の概要、目的及び経済的合理性を理解するため、当該取引に関する意思決定及びその内容について、経営者に対し質問するとともに、株式譲渡契約書、取締役会議事録及び関連資料を閲覧した。 ・取得価額の妥当性を検証するため、会社が利用した外部の専門家による株式価値算定書、財務調査報告書、法務調査報告書を閲覧し、取得原価との整合性及び会社の判断の妥当性について検討した。 ・監査人の利用する内部の専門家を関与させ、会社が算定した取得価額の算定基礎である公正価値評価に採用した評価モデルの妥当性について検討した。 ・ネクスデジタルグループの超過収益力を見込むことが可能か否かの判断の基礎となる事業計画について、過去の業績と比較し、会社がのれんの回収可能性がないと判断したことに対する合理性を検討した。 ・会社が利用した外部の専門家である弁護士に対して、株式譲渡に関連する一連の取引に係る法的有効性の見解を質問した。 ・訴状を閲覧するとともに、2025年2月3日の株式譲渡に係る一連の取引に関する会社が利用した外部の専門家である弁護士による法的見解書を閲覧し、弁護士に対して確認手続を実施した。

株式会社ネクスと株式会社CAICA DIGITALとの株式交換契約に伴う事業分離の会計処理	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（企業結合等関係、連結キャッシュ・フロー計算書関係及び関連当事者情報）に記載のとおり、会社は、2025年7月8日に締結した株式交換契約により、2025年10月16日を効力発生日として、子会社であった株式会社ネクス（以下、「ネクス」）株式との株式交換により株式会社CAICA DIGITAL(以下、「CAICA」)株式を取得し、CAICAを持分法適用関連会社とした。 この結果、会社は投資有価証券としてCAICA株式2,043,323千円を計上し、また、当該取引に伴って持分変動利益790,175千円を計上している。 当該取引は、CAICAとの株式交換によるネクスに対する支配の喪失（連結除外）及び会社のネクスに対する持分の一部売却取引から構成されており、取引の複雑性に応じた会計処理上の検討事項がある。また、複雑な計算により算定された持分変動利益の計上は、連結グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼしている。 また、CAICAとは当連結会計年度において、複数の企業結合等に関わる取引を行っており、当該取引の目的や取引の合理性について慎重に検討する必要がある。 以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、経営者が実施した株式交換に伴う事業分離の会計処理を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・投資の意思決定過程及び企業結合に関する会計処理に係る会社の内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・取引の概要、目的及び経済的合理性を理解するため、当該取引に関する意思決定及びその内容について、経営者に対し質問するとともに、株式交換契約書、取締役会議事録等の関連資料を閲覧した。 ・取得価額の妥当性を検証するため、会社が入手した外部の専門家による株式価値算定書を入手し、利用可能な内部及び外部データとの比較を実施した。 ・持分変動損益の算定の基礎となったCAICAの株価を評価するため、当該一連の取引の前後の株価と検証するとともに、ネクスの過去の実績による持分の減少額を比較した。また、投資の払い戻しとして、持分法評価額をもとに持分変動利益の金額が計算されていることを検討した。

株式会社Zaifが保有する暗号資産の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（追加情報）に記載のとおり、会社は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている暗号資産うち、株式会社Zaif（以下、「Zaif」）が保有する利用者暗号資産が119,308,572千円（連結調整後）であり、連結総資産の88.6%を占めている。 暗号資産交換業を営むZaifは、多額の暗号資産を保管しており、同社が管理する電子ウォレットにおいて顧客の暗号資産の預託を受けている。 Zaifは、権限のない第三者から電子ウォレットが不正アクセスを受けるリスクを軽減する等の目的でサイバーセキュリティ対策を講じているものの、仮に、不正アクセスが行われ、これらの電子ウォレットで管理される暗号資産が消失した場合、会社グループ全体の経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性がある。 以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、Zaifが保有する暗号資産の実在性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の理解 ・経営者に対する質問及び関連資料の閲覧を行い、以下のとおり暗号資産の実在性に関連する内部統制を理解した。 ・Zaifが保有する暗号資産関連システムに対するアクセス管理及び同システムへの操作ログをモニタリングする統制 ・Zaifが保有する暗号資産の帳簿残高と暗号資産関連システムとを照合する統制 (2) 暗号資産の実在性の検証手続 ・Zaifが利用する暗号資産管理システムにおける暗号資産残高とブロックチェーンから入手した情報を照合した。 ・Zaifが管理している所有権確認済みのアドレスに関するブロックチェーン上の情報を入手し、所有権を保持している暗号資産により残高が構成されていることを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクスグループの2025年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ネクスグループが2025年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠

して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社ネクスグループ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 安河内 明

指定社員
業務執行社員

公認会計士 谷田 修一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスグループの2024年12月1日から2025年11月30日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループの2025年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年1月19日開催の取締役会において、株式会社善光総合研究所の株式を追加取得する株式譲渡契約を締結することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。また、当該株式取得に必要な資金を調達するため社債を発行することを決議し、同日付で第3回無担保普通社債を発行した。さらに、株式会社CAICA DIGITALによる株式交付に係る申込みを行うことを決議し、既に保有していた株式会社善光総合研究所の株式に加え、当該追加取得株式を対象株式として、同月21日付で株式交付の申込書を提出した。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年8月18日付で締結した株式会社カイカフィナンシャルホールディングスとの間の準消費貸借契約に基づく借入金の返済について、2026年2月18日付で、返済期限を2026年2月18日から2026年2月27日に変更する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社ネクスデジタルグループ（旧 株式会社ZEDホールディングス）株式の取得及び評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（企業結合等関係及び重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、2025年2月3日において、株式会社ネクスデジタルグループ（旧 株式会社ZEDホールディングス（以下、「ネクスデジタル」））株式を株式譲渡契約により取得し、子会社としている。 また、2025年7月及び8月において、ネクスデジタル株式の追加取得を行っている。 会社は、ネクスデジタルグループ株式の取得価額となる1,125,745千円について全額評価損を計上している。 会社は、当該関係会社株式については市場価格がない株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としているが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額として減損処理を行っている。 当該株式は今後の事業性を踏まえた将来の回収可能性を検討した結果、全額子会社株式評価損を計上している。 加えて、注記事項（(3) 【その他】）に記載のとおり、株式譲渡の有効性等を巡り、会社及び連結子会社と株式会社HODL 1は、それぞれを相手方として訴訟等を提起していることから、当該取引に係る会計処理の妥当性について監査上慎重に検討する必要がある。 以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	連結財務諸表の監査報告書において、「株式会社ネクスデジタルグループ（旧 株式会社ZEDホールディングス）株式の取得及びのれんの減損損失の計上」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。 当該記載内容は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家

としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。